

R6. 2. 20 食品安全対策室

食品表示に関する相談対応について

平成 27 年 4 月から食品表示法が施行され、事業者等からの食品表示に関する相談について、相談窓口を食品安全対策室に一元化し対応している。

【相談項目数】

年度	合計	内訳			
		品質事項※1	衛生事項※2	保健事項※3	その他
R5 (12 月末時点)	418 (264 件)	225	102	55	36
R4	496 (340 件)	256	159	57	24
R3	793 (506 件)	393	219	126	55

注) かっこ内は相談件数

※ 1 品質事項（J A S 法由来の事項）

名称、原材料名、内容量、食品関連事業者、遺伝子組換え食品、原料原産地名、原産国名、特色ある原材料など

※ 2 衛生事項（食品衛生法由来の事項）

名称、保存方法、消費期限又は賞味期限、添加物、製造所名、アレルギー、遺伝子組換え食品など

※ 3 保健事項（健康増進法由来の事項）

栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム）の量及び熱量、特定保健用食品、機能性表示食品など